

環境省：二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)
(重点対策加速化事業) 充当事業



鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業） 民有地活用型太陽光発電事業 募集要領

1 目的

鹿角市では、脱炭素社会の実現に向け、2022（令和4）年3月に他市町村に先駆けゼロカーボンシティを宣言し、2030（令和12）年度のカーボンニュートラルの実現のため、具体的な施策と進行管理を取りまとめた鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。

こうした状況を踏まえ、同計画の目標達成に必要な再エネを市内で生み出し、「地域向け電源」として、地域に供給していくことが必要であることから、市内の民有地を活用した太陽光発電事業を実施する発電事業者を募集するものである。

2 事業の詳細

(1) 補助事業名称

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
民有地活用型太陽光発電事業

(2) 事業概要

発電事業者は、鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において定められた促進区域内の民有地において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環政計発第2503102号改正）の別紙2に掲げる重点対策加速化事業の「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）g（a）」に基づき、太陽光発電設備を設置し、発電した電気を市内唯一の小売電力事業者である株式会社かづのパワーに売電することで、市内の電力需要家へ供給するものである。

本事業により設置される太陽光発電設備は「地域向け電源」に位置づけられ、市は、その導入に係る費用について支援する。

また、本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用するため、同交付金交付要綱等の趣旨を理解し適正に実施することが求められる。

(3) 事業内容

本事業の実施にあたっては、発電事業者として、地域の実状に沿った事業計画が、設置から発電、運転管理、維持管理及び撤去にわたり、立案されていることに加え、太陽光発電設備を設置する際の施設の利用面や性質等への配慮が十分か、カーボンニュートラルに資する取り組みであるかを考慮する必要がある。

事業内容は以下のとおりとし、詳細は別紙事業説明書による。

- ① 現地調査及び設置計画の作成
 - ② 民有地の貸付契約等の締結（自ら所有する土地を利用する場合は除く。）
 - ③ 事業に係る周辺住民の同意
 - ④ 太陽光発電設備の設置工事
 - ⑤ 太陽光発電設備の運転管理、維持管理
 - ⑥ 株式会社かづのパワーへの電力供給
 - ⑦ 発電状況等の記録、報告
 - ⑧ 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証
 - ⑨ 各種法令の規定に基づく届出等の手続き
 - ⑩ 補助事業活用における申請等
- (4) 事業期間
- 補助金交付決定後～令和 8 年（2026 年）2 月 28 日
- ① 事業着手は、補助金の交付決定後とする。
 - ② 運転開始日は、補助事業の規定に沿ったものとし、市及び株式会社かづのパワーと協議のうえ決定する。
 - ③ 運転期間は、運転開始日から太陽光発電設備の法定耐用年数である 17 年間を最短とする。前述の期間を超えた期間に関する取扱いについては、市及び株式会社かづのパワーと協議のうえ決定する。
- (5) 対象となる民有地
- ① 市内にあること。
 - ② 鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定められた促進区域内であること。
 - ③ (4)③の運転期間において、本事業の用に使用することが保証されていること。
- (6) 設置設備
- 発電事業者は、(5)に掲げる民有地において、太陽光発電設備（低圧）を設置するものとし、詳細は別紙事業説明書による。
- (7) 補助率等
- 補助率は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙 2 に掲げる重点対策加速化事業の「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」の交付率等（1/2 以内）とし、補助金の上限は 1 件あたり 1,000 万円とする。
- (8) 募集件数
- 4 件
- (9) 事業費用
- 本事業に係る必要な設備費、工事費、運搬費、維持管理費、設備撤去費等、全ての費用は発電事業者の負担とする。
- 株式会社かづのパワーに電力供給する際の契約単価は、発電事業者が上限額（15 円/kWh：消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で設定し、計画するものとする。
- 契約期間における契約単価は一定額とし、当初の契約期間は 10 年以内とする。また、契約単価には本事業における一切の諸経費を含むものとする。
- (10) 鹿角市再エネ推進補助金の申請
- 発電事業者は、鹿角市再エネ推進補助金を申請し、補助決定を受けなければならない。

また、国及び市が示す関係法令等を十分確認し、その規定に従うこと。

3 発電事業者の要件等

発電事業者は、市内に事業所（支店、営業所を含む）を置く者（個人の場合は市内に居住する者）で、次のいずれにも該当しない者とする。共同で事業を実施しようとする場合、代表者は市内に事業所を置く者とし、その構成員が分かるように示すこと。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者や暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する同条第2号に規定する事業者をいう。）

(2) 次に掲げる業種を営む者

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業

② 易断所、観相業、相場案内業

③ 競輪・競馬等の競走場、競技団

④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業

⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）

⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）

⑦ 宗教

⑧ 政治・経済・文化団体

(3) 市税を滞納している者

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市が不相当と認める者

4 事業計画書等の提出

(1) 事業計画書等の作成

本実施要領及び事業説明書に基づき、考えうる最適な方策を事業計画書等により応募するものとし、以下の書類を提出することとする。

なお、複数の事業に応募する場合は、事業ごとに事業計画書等を作成すること。

① 事業計画書等提出届（様式1）

② 事業者概要書（様式2）

③ 業務実績書（様式3）

④ 事業計画書（鹿角市再エネ推進補助金交付要綱 様式第2号）

⑤ 事業内容書（任意様式）

用紙は日本産業規格A4判とし、ページ数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

また、事業内容書には次の内容を記載すること。

- ・事業の内容（設備の仕様書（カタログ、設計図等）、実施個所の概略図（設置場所を表示した位置図及び平面図）、現況写真（全景、設置場所））
- ・事業の実施体制

・事業実施のスケジュール

⑥ 事業費積算書（任意様式）

本事業を実施するための事業費積算書（見積書及び見積内訳書を含む）を条件の範囲内で作成すること。

事業費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に掲げる区分、費目、細分の別に積算し、補助対象額を示すこと。

⑦ 収支計画書（任意様式）

運転期間中における収支計画書を作成すること。

収支計画には、発電事業の終了時における解体・撤去等に係る廃棄等費用を含むこと。

⑧ 土地の使用の権限を証する書類

土地の登記事項証明書（全部事項証明書、又は固定資産評価証明書）。

土地所有者と申請者が異なる場合は、土地所有者が運転期間中の土地使用に承諾した旨の書類（承諾書の写し、賃貸契約書等の写し）。

⑨ 市税の滞納がないことを証する書類

⑩ ①～⑨の電子データ

(2) 提出部数 1式

(3) 提出の方法

方法：(1)の①から⑨は所管課に持参もしくは郵送により提出

(1)の⑩は所管課に電子メール等で提出

5 事業計画の審査・認定

(1) 審査方法

書類審査により行う。

(2) 発電事業者の認定

次に定める基準により審査、認定する。

原則として先着順とするが、同日に募集件数を超える応募があった場合は、採点の結果、得点が高い者の計画を認定する。ただし、同点の際には審査委員の多数決により認定する。

審査基準		審査項目	配点
1	事業内容の理解	事業内容の目的を理解したうえでの計画であるか	10
2	事業工程の設定	事業特性を理解した工程が設定されているか	10
		設計・施工にあたり周辺環境に配慮した計画であるか	10
3	計画内容の精度	導入設備の内容や容量の具体的な計画があり、その実現性に妥当性があるか	10
		長期間の事業期間に対して、売電や適切な維持管理計画等、事業の継続性が見込まれる内容となっているか	10
		株式会社かつのパワーに売電する電気料金の試算に妥当性があるか	10
		事業実施中に見込まれる様々なリスクに対応できる	10

		計画になっているか	
		土地の利用に関して十分な準備ができているか	10
4	事業実施能力	十分な事業実績があり、過去の類似業務を行った実績があり、かつ本市でのエネルギーに関する事業を行った実績があるか	10
5	事業費積算額	事業費の積算は適正に算定されていて妥当か	10
計			100

評価結果	非常に 優れている	優れている	平均的	物足りない	全く満足 できない	採用 できない
評価割合	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0.0

※ 審査項目ごとに定めた配点に、評価割合を乗じた数を評点とする。

※ 採用できない評価結果があった場合や 60 点／100 点に満たない場合は、発電事業者として認定されない場合がある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、「審査結果について」（様式 9）にて速やかに応募者へ通知する。

認定された者以外の者は、その理由について通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜日、休・祝日を除く）に、書面をもって所管課に説明を求めることができる。ただし、審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないものとする。

6 補助手続

認定され、5 (3) による通知を受けた者は、速やかに鹿角市再エネ推進補助金交付要綱に基づき、申請するものとする。

7 その他

(1) 応募者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 本要領に定める事項に違反した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③ 本要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったとして市が判断した場合

(2) 事業計画に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 事業計画の過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び事業計画書の内容を除く）、応募者はこのことに同意のうえ申込みをすることとする。

(4) 認定された場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示することはできないこととする。

(5) 提出された事業計画書等は、これを返却せず、市の所有物として組織内で複写・配布を行う場合がある。また、鹿角市情報公開条例（平成 9 年鹿角市条例第 27 号）に基づく情報公

開請求の対象となり、本条例の定めによる不開示情報を除いて開示される場合がある。

- (6) 提出期限後の提出書類の追加提出、変更及び差し替えは、これを認めない（ただし、軽微なもので市が認める場合を除く）。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

8 問合せ先及び書類の提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市産業部産業活力課 ゼロカーボン推進室

電話 0186-30-0249

FAX 0186-30-1515

E-Mail zero2030@city.kazuno.lg.jp

事業説明書

1 現地調査及び設置計画の作成

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）公募型プロポーザル実施要領「2 事業の詳細（5）対象となる民有地」に対し、現地調査を行ったうえで、提出した事業提案書に基づき、設置計画（設備仕様、設置方法、平面図及び立体図、工程及びスケジュール等）を示すこと。

(1) 現地調査

安全性と隣接地所有者等への影響に対する配慮が確保されることを前提として、効率的な発電・稼働等を踏まえた適切な設備容量、設計・施工・維持管理・撤去における課題、設置場所の状態等を調査すること。特に、隣接地所有者等への影響は当初から見込まれる日影、反射光、輻射熱及び騒音等だけでなく、広く検証し調査すること。

(2) 設置計画の作成

現地調査の結果を踏まえ、以下を必須項目として、設置計画を作成すること。

- ① 設備仕様（太陽光発電設備の容量、数量、重量、設置方法等）
- ② 設置図（平面図及びシステム構成図等）
- ③ 設置方法の詳細（工法、安全面、隣接地対策等）
- ④ 工程表及びスケジュール
- ⑤ 人員体制（統括管理責任者、各業務責任者、各業務従事者等）
- ⑥ 緊急連絡網

(3) その他

① 太陽光発電設備について

・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電設備）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

・出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置する場合、日本産業規格（JIS）C61215-1、C61215-2、C61730-1、C61730-2、C8993 の 5 つの規格、及びパネルの種類に応じて C61215-1-1、C61215-1-2、C61215-1-3、C61215-1-4 のいずれか 1 つの規格に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池モジュールを用いること。なお、出力 10kW 以上の太陽光発電設備にあっても、これらの太陽光発電設備を利用することが望ましい。

② その他

・設置工事期間だけでなく、メンテナンス期間も含め、周辺に支障が生じないように計画すること。

・防災、環境保全及び景観保全を考慮し、土地開発及び発電設備の設計を行うよう努めること。

・関係法令及び条例の規定により、発電設備の設計を行うこと。設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号、以下「電技省令」という。）・電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号、以下「電技解釈」という。）及び発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号、以下「太技省令」という。）・発電用太陽電池設備の技術基準の解釈（20210317 保局第 1 号、以下「太技解釈」という。）と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

2 民有地の使用

発電事業者が所有する民有地以外の土地を使用する場合は、事前に周辺の土地使用状況を当該土地の所有者と双方で確認し、合意に至ったうえで貸借契約を締結すること。なお、次の項目を必ず明記することとするが、原状回復義務の詳細に関しては双方の決定を優先する。

- ・契約者名
- ・契約月日
- ・契約期間
- ・契約金額
- ・相手方が相続等で変更になった場合の使用保証
- ・事業終了により設備を撤去する場合の原状回復義務

3 鹿角市景観条例施行規則に基づく届出

鹿角市景観条例施行規則（令和 3 年規則第 32 号）別表第 2 に基づき、必要な届け出を行うこと。担当課：建設部都市整備課計画管理班（電話：0186-30-0261）

4 設備の設置工事

民有地の使用が確定したことを確認したのちに設置工事（設置に伴う工事、申請手続き及びその関連業務を含む）を行うこと。また、当該地の自治会長を通じて、工事期間、内容（規模や重機使用期間など）を周知するため、詳細が確定し次第、市に申し出ること。

(1) 設置工事

設置計画をもとに、設計・施工した設備を設置すること。なお、市が施工に係る書類の提出を求めたときは、速やかに提出すること。

工事完成時には、市に実績報告書を提出するほか、以下のものを提出すること。なお、設置工事が不十分であると市が判断した場合は、必要な追加工事を命じることがある。追加工事は、発電事業者の責任と負担により応じること。

- ① 完成図面
- ② 施工記録（施工前・施工中・施工後のそれぞれが分かるもの）、各種許認可書の写し等（工事写真、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写し等）
- ③ 機器仕様図、取扱説明書

(2) その他

- ・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように電技省令・電技解釈及び太技省令・太技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の施工を行うこと。

- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について事前に調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

- ・工事中の安全対策、近隣住民との調整等は、発電事業者において十分に行うこと。また、近隣住民からの要望、反対、苦情、トラブル等に対して、市と対応を協議のうえ、迅速かつ誠実に対応すること。

- ・設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、適切に処理すること。

5 設備の運転管理、維持管理

設備等が正常で適正な状態で運転できるよう、定期的に点検、調整及び必要に応じて部品等の交換を発電事業者の負担により行うこと。

(1) 保守点検及び維持管理

設備等の保守点検及び維持管理計画（実施体制、スケジュール、設備の交換時期等）を策定し、市に提出のうえ、発電事業者の責任で設備の運転管理、維持管理を行い、市に報告すること。また、管理が不十分であると判断した場合、市は改善するよう命じる場合がある。

(2) 設備の撤去

- ・発電事業の終了、設備の廃止及び撤去、その他の事由により事業の継続が困難となった場合は、発電事業者の費用負担と責任をもって設備を撤去すること。なお、土地の返地に伴う原状回復については、前述のとおりとする。

- ・補助金によって整備した設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に廃止、撤去した場合、補助金の返還を求める場合がある。

- ・設備の撤去・廃棄にあつては、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

- ・収支計画書には、設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に必要な経費を算定し、計上すること。

(3) その他

- ・関係法令及び条例等の規定に準じ、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。また、発電事業者は統括管理責任者を置き、維持管理業務のそれぞれに業務責任者を選出するとともに、緊急連絡網を作成し、市に報告すること。

- ・電気事業法の規定により保安規程の届出義務がある場合、この保安規程を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。

- ・発電設備の事故、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した場合の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時と関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

- ・大規模地震、大型台風、豪雪などの災害発生後は、必要に応じて設備だけでなく、近隣に損害を与えていないか確認し、被害拡大防止と安全対策に万全を期すこと。

- ・維持管理期間中に発生した近隣住民からの要望、反対、苦情、トラブル等に対して、市と

対応を協議のうえ、迅速かつ誠実に対応すること。

・設備の故障、設計・工事等の不履行、維持管理費用の増大、天災等の不可抗力、市や第三者に対する賠償等、維持管理期間中において発生するリスクに対して、適切な保険に加入する等、具体的な対策を講ずること。

・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 株式会社かづのパワーへの電力供給

設置した設備で発電した電力は、株式会社かづのパワーへ供給すること。

(1) 契約方法

発電事業者と株式会社かづのパワーの相対により、最大供給可能電力及び契約単価（1キロワット時あたりの単価）及び契約期間を明記した電力受給契約を市と協議したうえで締結するが、契約内容に変更が生じる場合は、別途協議するものとする。なお、基本料金の設定は行わず、契約単価のみとする。また、契約期間は最大10年とし、契約期間満了後は別途協議するものとする。

(2) 電力使用量

電力使用量は、検定を受けた電力計により計測しなければならない。

(3) 契約単価の請求、支払

株式会社かづのパワーは前述の契約に基づき、東北電力ネットワーク株式会社があらかじめ定める検針日に計量された電力量に契約単価を乗じた額を発電事業者の請求に支払う。

7 発電状況等の記録、報告

発電事業者は、株式会社かづのパワーへの電力供給量等を記録し、毎年、市へ所定の方法により報告すること。

8 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証

発電事業者は適切な計測・検証手法を導入し、設備設置による温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証を行い、その結果を市に報告すること。

9 各種法令の規定に基づく届出等の手続き

事業実施にあたり、各種法令の規定に基づく届出等の手続きを要する場合には、所管官庁にて必要な手続きを行い、市へ報告すること。

10 補助金の申請等

補助金の活用にあたっては、申請、実績報告等のために必要な資料の作成、手続き等について適正に行うこと。また、本事業には、補助金の交付決定の後に着手すること。交付決定前に着手した費用については、原則として補助の対象外となる。

11 その他

本事業の実施にあたっては、次に掲げるもののほか、市、株式会社かつのパワーとの調整を十分に行いながら進めること。

- ・本事業の履行にあたり知りえた事柄について、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・発電事業者からの提案が達成できないことによる損失は、発電事業者のみが負担するものとする。
- ・本書に定めのない事項について疑義が生じた場合、市と協議のうえ決定するものとし、発電事業者はその決定に従わなければならない。